

広告募集案内【企画提案募集】
(施設広告掲出仕様書)

「横浜市センター南パスポートセンター」の待合スペースへ窓口番号表示板を設置し、広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

■募集概要

名 称	横浜市センター南パスポートセンター待合スペース 番号表示板
内 容	<p>横浜市センター南パスポートセンターの待合スペースに、お客さま呼び出し用の番号表示板を設置するにあたり、広告を活用した機器の設置による運営経費の削減・その他行政サービスの向上に繋がる企画を募集します。</p> <p>屋外広告物には該当しません。</p>
施設所在地 (場所)	横浜市都筑区茅ヶ崎中央 1-1 「横浜市センター南パスポートセンター」
施設の利用者層	<p>居住地が横浜市内の方。 主に北部エリア（港北区、緑区、青葉区、都筑区）の方が利用しています。</p> <p><参考：申請件数> 令和5年度の申請件数：47,228件 令和5年度の交付件数：46,414件 令和6年度の申請件数見込み：約45,000件 令和6年度の交付件数見込み：約45,000件</p>
広告設置場所	①申請者呼び出し用に3か所、②交付者呼び出し用に2か所の計5か所 ※設置場所については下記「室内レイアウト」を基に、協議の上決定します。
広告掲出可能 スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・①②ともモニターのサイズは45～55インチ程度とします。 ・①②各系統での放映内容は同一のものとし、「呼出番号」と「広告」を組み合わせ表示するものとします。 ・広告の掲出については設置する画面の1/2以内とします。 ・その他、協議により番号表示板以外の広告専用モニター等を壁面に設置することも可能とします。
番号表示板の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・番号表示板は、待合スペースの柱周りの壁に設置します。(自立は不可) ・呼出番号は最大16件程度表示できるものを提案してください。呼出番号の表示にあわせて、音声機能(読み上げ、メロディなど)を持つものとします。 ・番号表示スペースに表示する内容は、①窓口番号(2桁)と②呼出番号(3桁)とします。また、受付人数(待ち状況)の状況が表示できるものとします。 ・番号呼出の操作(呼出・再呼出・取消等)は、①バーコードリーダーと②テンキー入力またはタッチパネルによる入力が併用できるものとします。 ・呼出操作を行う機材の必要数は、申請窓口に3～7台、交付窓口に2～3台とします。 ・各系統の日毎の件数集計や待ち時間のデータを集約し、保存するための機能を用意してください。 ・必要な機器類は、すべて事業者が用意し、必要な保守などを行ってください。 ・運用に関して本市のインターネット接続環境は提供できません。 ・広告掲出期間終了後は事業者により原状復帰してください。

発券機の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・発券機は申請者受付用に1台、交付者受付用に1台とし、それぞれの受付カウンター内に設置します。 ・発券の際の種別は、申請者受付用は2種類、交付者受付用は1種類が発券できるようにしてください。 ・必要な機器類は、すべて事業者が用意し、必要な保守などを行ってください。
広告掲出期間	<p>令和7年5月上旬～令和12年3月31日</p> <p>設置時期については後日、協議の上決定します。</p> <p>ただし、更新については1年ごとに双方協議の上決定します。</p>

■ 申込み、選定のスケジュール

申込期間	令和6年8月9日（金）～令和6年8月23日（金）
提案内容評価	<p>令和6年9月下旬（市民局にて開催予定）</p> <p>提案内容評価においては、申込者に対するヒアリングを行います。</p> <p>時間等の詳細については、後日お知らせします。</p>
選定結果通知	令和6年10月下旬

■ 申込手続

申込条件	申込みは広告代理店に限定します。
申込方法	令和6年8月23日（金）午後4時45分までに、広告企画書を下記申込み・お問合わせ先まで持参、郵送又は電子メール等でご提出ください。
広告企画書 記載事項	<ol style="list-style-type: none"> (1) 番号表示板の仕様・操作方法等 (2) 広告の表示構成 (3) 設置方法・原状回復方法 (4) 保守・維持管理の考え方 (5) 類似物の設置実績（令和6年4月1日現在） (6) 設置期間の収入見込み、営業活動計画等資金計画 (7) その他行政サービスの向上につながる内容

次頁あり

■ 選定手続

	評価項目	評価基準
評価項目・評価基準	(1) 番号の視認性（見やすさ）	表示した呼出番号を市民が認識しやすい画面構成となっているか。高齢者、障害者、画面から遠くにいる市民からでも認識しやすい色や構成になっていることを評価する。
	(2) 番号の認識のしやすさ	呼出番号が表示されたことを市民が認識しやすい工夫がされているか。また、音声による呼出が高齢者、障害者でも聴き取りやすい工夫がされているか。また再呼び出しができるかを評価する。
	(3) 導入時・導入後フォロー	機器導入時、及び導入後のフォローや問合せ対応が行える体制が整えられているかを評価する。
	(4) 通常の操作性全般	職員の負担が少なく操作しやすい仕様となっているかを評価する。
	(5) 広告更新作業時の制限	広告を更新する際、番号表示／呼び出し機能、及び広告表示機能に支障なく作業を行えるかを評価する。
	(6) 障害対応に対する考え方	障害発生防止対策と障害発生時の対応について評価する。
	(7) 安全性等	地震等の際に来庁者に影響が生じないように、表示板が落下しないよう安全対策が取られているなど、表示板設置上の対策がとられているか、またそれらに問題があった際にすぐに対応がとれるかを評価する。
	(8) 設置実績	自治体向け広告事業等の現在の実績数を評価する。
	(9) 収支の妥当性	根拠が明確な資金計画であるか、本事業により申込者が得る収益が適正であるかを評価する。
	(10) 地域活性化への貢献	広告枠を、市内事業者から選定する方針となっているかを評価する。
	(11) その他行政サービスの向上等につながる提案	その他本市の行政サービスの向上や経済的メリットにつながる提案がなされているかを評価する。
評価方法	<p>○市民局に設置する広告事業選考会において、上記評価項目に従い、広告企画書に記載された提案内容を、事前に定めた採点方法等により総合的に評価します。</p> <p>○評価の結果、最も優れた提案を行った申込者を掲載予定者（広告掲出事業者）として選定し、広告掲出についての交渉を行います。</p> <p>○申込者が1者であった場合にも、最低基準を満たすことについての評価を行います。最低評価基準は、出席した選考委員全員分の総得点を合算し、50%以上の評価を満たすこととします。</p> <p>※評価の結果同点となった場合は、市民局広告事業選考会の会長が決定します</p>	

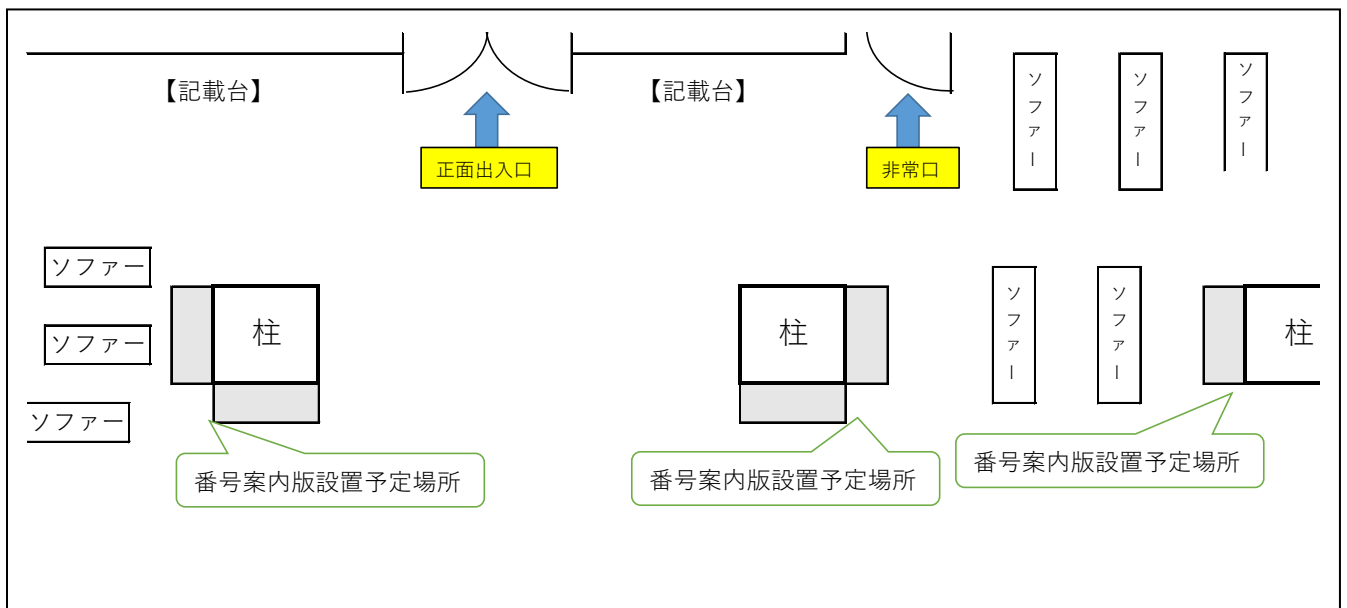
■ 広告掲出にあたっての留意点

広告の条件	<p>○広告内に「広告」である旨を明記するなど、施設の利用者等が見て、広告であることが明らかとなるような措置を施してください。</p> <p>○横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準その他の広告関連規程を遵守してください。</p>
広告の制作等	<p>○広告掲出の5営業日前までに広告原稿を提出し、「広告の条件」(上記条件)について広告内容の審査を受けてください。</p> <p>○広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正が必要となる場合があります。</p> <p>○広告掲出の5営業日前までにご提出がない場合には、広告の掲出が遅れる場合又は広告が掲出できない場合があります。</p>
番号表示板の設置・撤去等	<p>○番号表示板の設置、撤去等の作業は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。</p> <p>○番号表示板の設置、撤去等にあたっては、安全性に十分ご配慮くださるようお願いいたします。</p>
その他	<p>○番号表示板の運用に伴う電気料金については、実費相当分を負担していただきます。</p>

■ 申込み・お問合わせ先

担当課名	横浜市市民局センター南パスポートセンター
所在地	横浜市都筑区茅ヶ崎中央1-1
TEL/FAX	TEL 045-507-4414/FAX 045-945-7160
Eメール	e-mail sh-passport-cm@city.yokohama.jp

■ 室内レイアウト



広告企画書（施設広告）

横浜市長

次のとおり企画内容を提案します。

申込者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/FAX		
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広告主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申込内容	募集対象事業名称	横浜市センター南パスポートセンター待合スペース 番号表示板		
	物品提供等 に係る経費	_____千円（概算） ※横浜市として経費縮減効果額を算定するための参考として使わせて頂きます。		
	企画詳細	別紙企画書添付（様式は自由） ※広告募集案内の「広告企画書記載事項」を必ず記載してください。		
	個人情報の収集	有 ・ 無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） □名前 □住所 □電話番号 □E-mail □年齢 □性別 □その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」）	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うこと、また、当該調査により滞納を確認した場合には、滞納者の氏名等を公表する可能性があることに同意します。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。 			

※ ご記入いただいたEメールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する ・ 希望しない ・ 登録済）